

議員提出議案第 1 号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 21 日

提出者	10 番	おりかさ 明実	11 番	中 江 秀 夫
	12 番	渡 辺 キヨ子	31 番	三小田 准 一
	32 番	中 村 しんご		

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

(提案理由)

区議会議員の費用弁償の支給範囲を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年葛飾区条例第 18 号)  
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「招集に応じ、もしくは委員会に出席するため旅行したとき又は」を削り、同条第 2 項中「招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は」を削り、「する近接地」の次に「から葛飾区の区域を除く地域」を加える。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。